

公害防止管理者の選任等について 振動関係フローチャート

○業種の確認

次のいずれかの業種に該当する「特定工場」である。

- 一 製造業(物品の加工業を含む。)
- 二 電気供給業
- 三 ガス供給業
- 四 熱供給業



振動関係の公害防止管理者の選任の必要なし

はい



いいえ



○指定地域の確認

振動規制法の指定地域内に立地している。



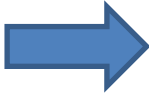
振動関係の公害防止管理者の選任の必要なし



○規模の確認

次のいずれかの施設がある。

- 一 液圧プレス(矯正プレスを除くものとし、呼び加圧能力が二千九百四十一キロニュートン以上のものに限る。)
- 二 機械プレス(呼び加圧能力が九百八十キロニュートン以上のものに限る。)
- 三 鍛造機(落下部分の重量が一トン以上のハンマーに限る。)



振動関係の公害防止管理者の選任の必要なし



【公害防止管理者の種類】
振動関係
または
騒音・振動関係
【必要な資格者の種類】
振動関係有資格者
または
騒音・振動関係有資格者

※平成 18 年度に、騒音関係と振動関係の
公害防止管理者は統合されました。